

令和6年3月28日

神奈川県（横須賀市を除く）所在の
指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設

} 御中

令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年4月、5月に障害福祉サービス等処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、令和6年6月から処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ（以下「処遇改善加算等」という。）を取得しようとする場合には、次により計画書の提出をお願いします。

※令和6年度処遇改善加算等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、処遇改善加算等（処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算）は、令和6年6月から処遇改善加算Ⅰ～Ⅴに変更となります。

令和6年4月・5月まで：処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算

令和6年6月以降：処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ ※Ⅴは令和6年度のみ経過措置区分

1 対象事業所

横須賀市を除く神奈川県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等で、令和6年度に処遇改善加算等を算定しようとする事業所

2 申請受付期間

(1) 令和6年4月、5月から算定し、令和6年6月以降も引き続き算定する場合

令和6年4月1日（月）10：00～令和6年4月15日（金）23：59まで

(2) 令和6年6月以降から新規に算定する場合

取得する月の前々月末日23：59まで

3 提出方法

以下のweb申請フォームより計画書の提出をお願いします。

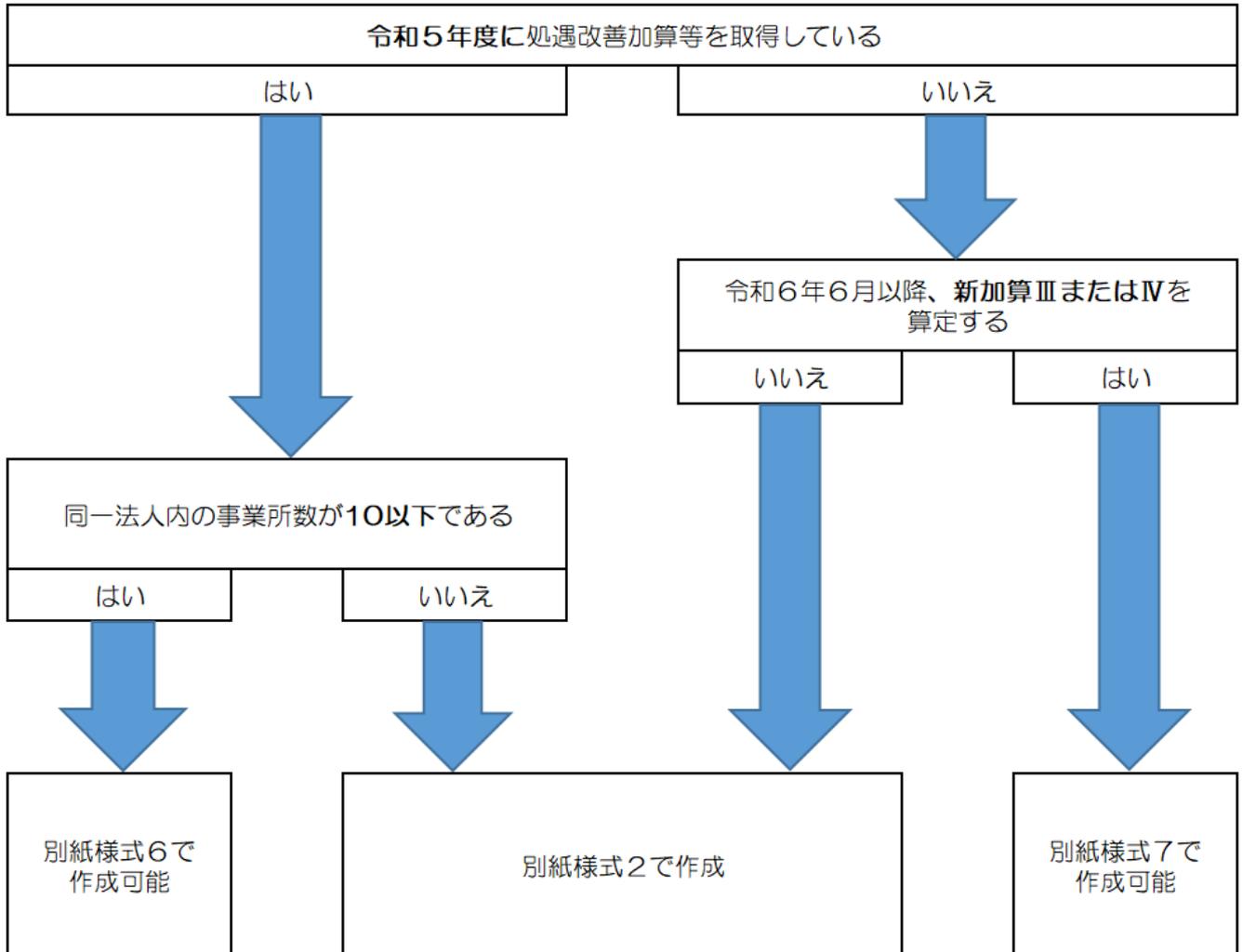
入力開始：令和6年4月1日（月）10：00～

web申請フォームURL：<https://shougai.kanafuku-sinsei.jp//>

4 計画書について

計画書については、以下のフローを参考に、該当する様式により作成のうえ、web申請フォームより提出してください。

なお、別紙様式6または7で作成可能な場合でも、別紙様式2で作成し提出することも可能です。



5 その他

計画書を作成する際には、必ず以下の資料をお読みください。

- ・令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書申請マニュアル

※令和6年4月以降に障害福祉情報サービスかながわ(以下URL)に掲載します。

URL : <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=70>

6 留意事項

- (1) 横須賀市に所在する事業所は、横須賀市への提出となります。提出方法や締切については横須賀市までご確認願います。

- (2) 処遇改善加算等を算定する場合（加算区分の変更または新規に取得する場合）は、計画書とは別に、各指定権者へ令和6年度体制届の提出が必要となります。提出方法等については各指定権者からの案内をご確認ください。
- (3) 令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を取得する場合は、処遇改善加算等の計画書とは別に、本交付金にかかる計画書の提出が必要となります。交付金にかかる計画書の提出方法については、以下URLに掲載しております「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の申請について」をご確認ください。

URL : <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=247>

7 問合せ

事業所所在地	提出先及び問合せ先
神奈川県所管域 横浜市（児・者） 川崎市 相模原市	<p><提出方法に関すること></p> <p>公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 処遇改善加算等事務局 電話：045-681-8434 Eメール：shogu@kanafuku.jp</p> <p>【受付期間】 <u>令和6年4月1日(月)10:00～</u> 【受付時間】 平日10:00～16:00 ・問合せ内容は、原則、令和6年度福祉・介護職員処遇改善計画書の提出に関するものとさせていただきます。</p>
神奈川県全域	<p><制度全般に関すること></p> <p>厚生労働省相談窓口 電話：050-3733-0230</p> <p>【受付期間】 令和6年3月12日（火）9:00～（土日含む） 【受付時間】 9:00～18:00</p>